

議案第 18 号

旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年旭市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第5条の2 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第16条第4項中「得た額」の次に「に、当該額に100分の2を乗じて得た額を加算した額」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。